

第1章 指針改訂の趣旨

1 指針に基づく成果と課題

(1) 第1次科学技術振興指針（平成13年～18年）

愛媛県では、産学官民が、科学技術振興の重要性を理解し、安心して暮らせる地域社会づくりに取り組むため、「環境と人にやさしい地域社会の実現」を基本目標に、「人」「基盤」「ネットワーク」の3つの視点から産学官民のそれぞれが主体的に取り組むことを盛り込んだ、愛媛県科学技術振興指針（以下「指針」という。）を平成13年3月に策定しました。

指針策定を受けて、本県では、産学官民の有識者による愛媛県科学技術振興会議の設置や試験研究課題に対する外部評価制度の導入など、県試験研究機関の充実や科学技術振興を図る体制づくりを中心に推進方策の実施・実現に努めてきたところです。



<紙産業に関する試験研究や技術相談等の中核を担う紙産業技術センター（平成15年建設）>

(2) 第2次科学技術振興指針（平成19年～28年）

その後、指針策定後の6年間で財政状況が急速に厳しさを増したことや、国立大学、国立高等専門学校 of 独立行政法人化、国の第3期科学技術基本計画で科学技術を担う人材の育成と競争的環境の重視を基本姿勢に掲げるなど、科学技術を取り巻く環境は急激に変化してきました。

このため、県においては地域産業の育成・創出等に資する創造性の高い科学技術の開発・研究に取り組み、活力ある愛媛を創造するため平成19年（2007年）に指針の改訂を行い、さらに、より効率的・効果的な試験研究体制を図る試験研究機関の大規模な再編整備や、複数の試験研究機関が有機的に連携しながら本県の政策課題の解決を図る県単独の競争的資金制度の創設に取り組んできました。

また、県試験研究機関においても、安定生産技術の開発や新たな需要を創出するブランド品種の開発等に努め、本県を代表する「愛媛果試第28号（紅まどんな）」や「愛媛甘とろ豚」などを開発してきました。



<愛媛果試第28号（紅まどんな）>

(3) 第3次科学技術振興指針（平成29年～）

しかしながら、平成19年（2007年）の改訂以降、本格的な人口減少・少子高齢化社会の到来や、東日本大震災の発生など本県を取り巻く環境にも大きな変化が生じています。また、国の第5期科学技術基本計画やえひめ環境基本計画、農林水産業に関する新たな方針や計画の策定等がなされており、国の科学技術政策の方向や本県の県政運営の方針、さらには本県が直面する様々な課題に対応するべく、県試験研究機関の更なる機能強化や推進体制の充実を図るなど、時代の先を見据えた科学技術振興に取り組む必要が生じています。

こうした状況を踏まえて、現行指針の基本的枠組みを維持しつつ、必要な事項について内容を見直すことにいたしました。

2 指針の意義と位置付け

科学技術は、日常生活において意識することはあまりありませんが、周りを見わたせば、健康や医療・福祉、自然や環境の保全、防災・減災など多様な分野で活用されており、現代の社会になくてはならないものとして、私たちの生活の質の向上や地域の活性化に貢献しています。



＜愛媛県立衛生環境研究所が行う生物多様性の保全に関する調査・研究＞

生活や地域と密接な関係にある科学技術ですが、県民の関心は必ずしも高いとは言えず、子どもの理数離れや、企業の後継者不足による休廃業が指摘されるなど、本県の科学技術の将来について懸念される状況になっています。

今回の指針の改訂は、このような状況を踏まえ、産学官、そして県民が、科学技術振興の重要性を改めて認識し、「オール愛媛」の体制で、安心して暮らせる地域社会づくりや地域産業の育成・創出に取り組んでいくことができるよう、本県の科学技術振興の基本的な考え方とその方向性を総合的・長期的な観点から示すとともに、当面する科学技術施策の具体的、計画的な展開方向を提案し、科学技術の振興という観点から第六次愛媛県長期計画「愛媛の未来づくりプラン」の実現を目指すものです。

この指針によって、広く県民が科学技術について理解と関心を深めるとともに、行政はもとより高等教育機関や企業等がそれぞれ役割を分担、連携して本県の科学技術の振興に向けた取組みが総合的に展開されることを期待するものです。

3 推進期間

この指針は、長期的な観点から本県における科学技術振興の方向性を示すものであり、今回、平成39年（2027年）までの今後10年程度を見据えて、必要な方策を明らかにするものとして改訂します。ただし、科学技術を取り巻く環境の変化や本県の施策の見直し等に応じて、速やかに内容の再点検を行います。